

<改正後>

宮城県薬局機能情報提供制度実施要領

第1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、「薬局機能情報提供制度実施要領」（令和5年11月1日付け医薬発第1161第2号厚生労働省医薬局長通知別添2）に定めるもののほか、薬局開設者が知事に報告する方法、県による当該情報の公表方法等を定めることを目的とする。

第2 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年12月31日時点における薬局機能情報を、翌年3月31日までに、原則として医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により知事あて報告する。書面で報告する場合には、管轄する各保健所・支所へ薬局機能情報定期報告書（様式第1号）及び調査票（薬局）を提出することによりこれに代えることができる。

なお、薬局機能情報を医療情報ネットにより円滑に公表するため、薬局開設者は、2月末日までの報告を行うよう努めるものとする。

(2) 新規薬局開設時の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設後30日以内に当該薬局の薬局機能情報を、原則としてG-MISにより知事あて報告する。書面で報告する場合には、管轄する各保健所・支所へ薬局機能情報定期報告書（様式第1号）及び調査票（薬局）を提出することによりこれに代えることができる。

(3) 隨時報告

薬局開設者は、報告を行った医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第1に掲げる事項のうち、第1の項第1号に掲げる基本情報及び第1の項第3号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更があった場合には、原則としてG-MISにより速やかに知事あて報告する。書面で報告する場合には、管轄する各保健所・支所へ薬局機能情報随時報告書（様式第2号）を提出することによりこれに代えることができる。

また、基本情報等以外の事項について変更があった場合については、定期報告時に報告を行うほか、利用者の利便性に配慮し、可能な限り速やかに同様の方法で、随時報告を行うよう努めるものとする。

第3 薬局機能情報の公表

(1) 県による公表

県は、第2の規定により薬局開設者から報告された薬局機能情報を医療情報ネットにより公表するとともに、PC等のモニター画面での表示等により適宜閲覧に供し、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮する。

(2) 薬局による情報提供

薬局開設者は、住民・患者等から当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会があった場合には、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的方法（電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）により提供する。

また、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会があった場合も、同様に適切な対応に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。ただし、第3については令和6年4月1日からとする。

附 則

令和6年4月1日から施行する。